

# 納税管理人申告書 (承認申請書)

年 月 日

(宛先) 周 南 市 長

## 納税義務者 (所有者)

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

氏 名  
又は名称 \_\_\_\_\_ (印)

個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_

次のとおり、納税管理人を ( 設定 ・ 変更 ・ 廃止 ) するので申告 (申請) します。

納税管理人	住所又は所在地	〒 _____
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	電 話 番 号	_____ - _____

※納税管理人を設定又は変更する場合、納税管理人の署名・捺印が必要となります。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記納税義務者の納税管理人となることを承諾します。

納税管理人 氏名又は名称 \_\_\_\_\_ (印)

### 確認事項 (以下の事項をご確認ください。)

- ・この申告・承認申請は、地方税法第 355 条および周南市市税条例第 64 条の規定に基づくものです。(裏面参照)
- ・この申告書・承認申請書の提出により定められた納税管理人は、納税義務者の納付すべき固定資産税及び都市計画税に係る徴収金について、納税に関する一切の事項を処理することとなります。
- ・納税管理人を設定又は変更した場合、納税管理人の現住所へ、納税義務者の納税通知書が送付されます。
- ・納税管理人を廃止した場合、納税義務者の現住所へ、納税義務者の納税通知書が送付されます。

\*市処理欄 (納税管理人の住所が市内の場合「納税管理人申告書」として、市外の場合「納税管理人承認申請書」として処理)

処理日付	担当者	義務者宛番号	管理人宛番号
年 月 日			

〈 参考 〉

「地方税法」の一部抜粋

(固定資産税の納税管理人)

第三百五十五条 固定資産税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

周南市市税条例の一部抜粋

(固定資産税の納税管理人)

第 64 条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。